

条例で事故の届け出義務がある動物	都道府県数	内訳等
動物	4	東京都、茨城県、岡山県、福岡県
特定動物と犬のみ	34	富山県と宮崎県は特定動物と犬を別の条例でそれぞれ規定
特定動物のみ	2	北海道、静岡県（ともに犬は市町村条例で規定）
犬のみ	5	青森県、福島県、愛知県、三重県、山口県
なし	2	長崎県、沖縄県（ともに犬は条例以外で規定）

都道府県					
自治体名	条例等の名称	届け出義務対象となっている動物の範囲	条文（動物）	条文（特定動物）	条文（犬）
北海道	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物		第12条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちに適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置を講ずるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。	〔注：犬については市町村に畜犬取り締まり条例がある〕
青森県	青森県動物の愛護及び管理に関する条例	犬			第十条 飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。 2 犬にかまれた者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
岩手県	動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第13条 特定動物の飼い主は、その飼養をする特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について、知事に届け出て、その指示を受けなければならない。	第17条 犬の飼い主は、飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について、所轄保健所長に届け出て、その指示を受けなければならない。 2 犬にかまれた者は、遅滞なく、最寄りの保健所長にその旨を通報しなければならない。
宮城県	動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十四条 3 特定動物飼養者は、特定動物が危害を加えたときは、直ちに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。	第十一條 犬の飼い主は、その飼い犬が人又は家畜（家きんを除く。以下同じ。）をかんだときは、当該かんだ日の翌日から起算して三日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 人をかんだ犬の飼い主は、前項の規定による届出の日から起算して二十日以内に、当該犬の狂犬病に係る診断書を知事に提出しなければならない。 3 犬にかまれた者又は犬にかまれた家畜の所有者若しくは管理者は、速やかに、その旨を知事に通報しなければならない。
秋田県	秋田県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十四条 特定動物飼養者又は飼い犬の飼い主は、当該特定動物又は当該飼い犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、その日時及び場所、被害の状況その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。	（左に同じ）
山形県	山形県動物の保護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第20条 飼い犬が人にかみついたとき又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、その飼い主は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。	（左に同じ）
福島県	犬による危害の防止に関する条例	犬			第5条 飼犬が人をかんだことを知ったときは、当該飼犬の所有者は、ただちにその当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長にその旨を届け出るとともに、その飼犬について獣医師の検診を受けなければならない。 2 犬にかまれた者は、当該事実が発生した区域ごとに規制で定める機関の長にその旨を通報しなければならない。
茨城県	茨城県動物の愛護及び管理に関する条例	動物	第10条 動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、その動物の所有者は、その事実を知った時から24時間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の場合において、その動物が犬であるときは、その犬を獣医師に検診させ、その結果を知事に届け出なければならない。	（左に同じ）	（左に同じ）
栃木県	栃木県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第11条 特定動物を飼養し、若しくは保管する者又は犬の飼養者は、特定動物又は犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。	（左に続く） 2 犬が人をかんだときは、犬の飼養者は、直ちに、その犬が狂犬病であるかどうかを獣医師に検診させ、その結果を知事に届け出なければならない。
群馬県	群馬県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十五条 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、遅滞なく規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。	（左に続く） 2 飼い主は、飼い犬が人をかんだときは、速やかに知事に届け出てその指示を受けるとともに、その犬を獣医師に検診させなければならない。

都道府県					
自治体名	条例等の名称	届け出義務対象となっている動物の範囲	条文（動物）	条文（特定動物）	条文（犬）
埼玉県	埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十五条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。
千葉県	千葉県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十七条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合は、直ちに、被害者を救護し、及びその特定動物による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。	第二十条 2 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人をかんだときは、直ちに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
東京都	東京都動物の愛護及び管理に関する条例	動物	第二十九条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から二十四時間以内に、知事に届け出なければならない。	(左に同じ)	(左に続く) 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から四十八時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。
神奈川県	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第17条 犬又は特定動物の飼養者は、その犬又は特定動物が人の生命、身体又は財産に対し害を加えたことを知つたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
新潟県	新潟県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第16条 特定動物又は犬の飼い主は、当該動物が人に危害を加えた場合には、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。	(左に同じ)
富山県	富山県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物		第6条 飼養者は、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、応急の措置を講じ、かつ、遅滞なく、その害を加えた日時、場所及び特定動物の種類並びに被害の程度を知事に届け出なければならない。	
	犬の危害防止条例	犬			第8条 管理者は、飼い犬が人をかんだ場合は、直ちに被害者に必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
石川県	石川県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十九条 第十二条第十一号に規定する場合において、特定動物の飼い主は、発生した事故及び講じた措置の内容を、規則で定めるところにより、直ちに知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 第十二条第十一号に規定する場合において、犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、規則で定めるところにより、直ちに知事に届け出るとともに、その犬に獣医師による診断を受けさせ、及び事故が発生したときから二週間以上堅固なおりに入れ、又は堅固な口輪をつけておかななければならない。
福井県	福井県動物の愛護および管理に関する条例	特定動物と犬		第十五条 特定動物飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちに、適切な応急の措置および再発を防止するための措置を講ずるとともに、当該被害の状況およびその講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、前項に規定する措置を講ずるとともに、直ちに、その旨の知事への届出をし、および狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。
山梨県	山梨県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第二十二条 犬又は特定動物の飼い主は、当該犬又は特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 犬にかまれた者は、規則で定める職員にその旨を通報するよう努めなければならない。
長野県	動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第18条 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、遅滞なく、発生した事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 前項の規定は、飼い犬が人をかんだ場合における当該飼い犬の飼い主について準用する。この場合において、当該飼い主は、同項の規定による届出をした後遅滞なく、当該飼い犬の狂犬病の疑いの有無について知事が指定する獣医師に検診させなければならない。
岐阜県	岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十四条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
静岡県	静岡県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物		第14条4 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、速やかに、その旨を知事及び警察官に届け出なければならない。	[注：犬については市町村に飼い犬条例がある]
愛知県	動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第八条 特定動物の飼い主は、特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、その事実を知ったときから二十四時間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。	第十一条 犬の飼い主は、飼い犬が人をかんだときは、その事実を知ったときから四十八時間以内に、その旨を知事に届け出るとともに、狂犬病の疑いの有無についてその飼い犬を獣医師に検診させなければならない。
三重県	三重県動物の愛護及び管理に関する条例	犬			第八条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、直ちに、当該事故及びその後の措置について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

都道府県					
自治体名	条例等の名称	届け出義務対象となっている動物の範囲	条文（動物）	条文（特定動物）	条文（犬）
滋賀県	滋賀県動物の保護および管理に関する条例	特定動物と犬		第11条 特定動物または犬の飼い主は、飼養する特定動物または飼い犬が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 前項に規定する場合において、飼い犬が人をかんだときは、飼い主は、狂犬病の疑いの有無について、直ちに獣医師に当該飼い犬を検診させなければならない。 3 飼い主は、前項の規定による検診の結果が判明したときは、速やかにその結果を知事に届け出なければならない。
京都府	動物の飼養管理と愛護に関する条例	特定動物と犬		第7条 特定動物の所有者等は、飼養特定動物が逸走したとき又は人の生命若しくは身体に危害を加えたときは、直ちに、その旨を知事及び警察署長(飼養特定動物が逸走し、又は危害を加えた場所を管轄する警察署長をいう。)に通報するとともに、飼養特定動物を捕獲する等必要な措置をとらなければならない。	第8条 飼い犬が人の生命又は身体に危害を加えたときは、その所有者等は、当該飼い犬に口輪をつける等必要な措置をとるとともに、24時間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
大阪府	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第五条 3 飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、適切な救急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置をとらなければならない。	第四条 3 飼い犬が人をかんだことを知ったときは、その犬の飼養者は、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。
兵庫県	動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第15条 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人をかんだときは、狂犬病の疑いの有無について速やかに当該飼い犬に獣医師の検診を受けさせなければならない。
奈良県	奈良県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十三条 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 犬の飼い主は、当該犬が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
和歌山県	和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第12条 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
鳥取県	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第17条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼育する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、規則で定めるところにより、直ちに知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
島根県	島根県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第21条 犬又は特定動物の飼い主は、その犬又は特定動物が人の生命又は身体を侵害したときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するために必要な措置を執らなければならない。この場合においては、発生した事故及びその後の措置について、遅滞なく、保健所長に届け出なければならない。	(左に同じ)
岡山県	岡山県動物の愛護及び管理に関する条例	動物	第十八条 飼い主は、その飼養する動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するため必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該飼い主は、発生した事故及びその後の措置について直ちに知事に報告しなければならない。	(左に同じ)	(左に続く) 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、前項の規定によるほか、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させ、診断書を知事に提出しなければならない。
広島県	広島県動物愛護管理条例	特定動物と犬		第八条 飼い犬又は特定動物が、人の生命又は身体に害を加えたときは、当該飼い犬又は特定動物の所有者は、その事実を知った時から二十四時間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
山口県	山口県飼犬等取締条例	犬			第七条 飼主は、その飼犬が人をかんだことを知ったときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。
徳島県	徳島県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十六条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたことを知った場合には、直ちに、その事故の状況を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
香川県	香川県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第20条 犬又は特定動物の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬が人をかんだとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
愛媛県	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第15条 特定動物等又は犬の所有者又は占有者は、その飼養し、又は保管する特定動物等又は犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに適切な応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。	(左に同じ)

都道府県					
自治体名	条例等の名称	届け出義務対象となっている動物の範囲	条文（動物）	条文（特定動物）	条文（犬）
高知県	高知県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第20条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は飼い犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
福岡県	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例	動物	第七条 動物の飼い主は、動物が人に危害を加えたとき、又は前条第一項に規定する措置をとつたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に同じ)	(左に同じ)
佐賀県	佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第17条 特定動物又は犬の飼い主は、飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
長崎県	長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程	犬			第2条 保健所長は、狂犬病発生防止のため、管轄地域内で起きた犬等の咬傷事故について、必要な情報の収集に努めるものとする。 第3条 狂犬病予防員は、前条の規定により収集された情報等により咬傷事故を探知した場合は、そのかんだ犬を検診し、犬検診報告書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
熊本県	熊本県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第10条 特定動物又は犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、直ちに知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
大分県	大分県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第十四条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。	(左に続く) 2 犬の飼養者は、飼い犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。
宮崎県	宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物		第14条 飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	
	宮崎県犬取締条例	犬			第6条 飼育者は、その飼い犬が人に危害を加えたときは、直ちに被害者を救護するとともに、規則で定めるところにより、知事又は公安委員会に届け出なければならない。
鹿児島県	動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物と犬		第7条 特定動物又は犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	(左に同じ)
沖縄県	沖縄県犬咬傷事故対策実施要領	犬			第2条 本要領において「咬傷犬」とは、人に対し、咬傷を加えた犬で、咬傷以外の方法で危害を加えたものは除く。 2 本要領において、「被咬傷者」とは、犬による咬傷を受けた人で、咬傷以外の方法で危害を受けたものは除く。 第3条 狂犬病予防員は、咬傷事故の発生を探知した場合、様式1の咬傷事故発生届を作成するものとする。

条例のない県の主な市町村					
自治体名	条例名	条例で届け出義務対象となっている動物種	条文（動物）	条文（特定動物）	条文（犬）
長崎市 ※1	長崎市動物の愛護及び管理に関する条例	特定動物		第15条 2 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えた場合は、被害者に対する応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、市長が別に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。	
	長崎市狂犬病予防法施行細則	犬			第10条 人又は家畜が犬からかまれた場合であつて、狂犬病予防上必要と思われるときは、被害者又はその犬の所有者は、直ちにその旨を保健所長に連絡しなければならない。
那覇市 ※2	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例	犬			第17条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命等を侵害したときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、被害を与えた日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

※1 長崎市は動物愛護条例が策定されたが（2023年4月施行）、事故の報告義務は定められていない。

※2 沖縄県は動物愛護条例を策定作業中。素案には事故の報告義務は含まれていない。